

群馬大学大学院理工学府博士前期課程の早期修了に関する内規

平成25年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第21条の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）学生の早期修了に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 博士前期課程学生が博士前期課程に1年以上在学し、修了の要件として次条を満たし、「優れた業績をあげた者」と学府教授会が認めた場合は、早期修了の資格を有する者として認めることができる。

(条 件)

第3条 次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は、早期修了の資格を有する者とする。

- (1) 所定の単位を全て修得し、優秀な成績を修めていること。
- (2) 修士論文の公聴会が開催され、合格と判定されていること。
- (3) 修士論文の内容が優れていると判断されていること。
- (4) 査読付きの国際会議あるいは論文誌に、論文を1編以上発表することを原則とする。

2 各教育プログラムは、前項各号に掲げる事項の具体的な条件を定めるものとする。

(履修単位数)

第4条 履修単位数については、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 博士前期課程を通して、演習4単位及び実験8単位及び指定された分野統合科目2単位を含む32単位以上を修得すること。そのうち、学府共通科目から3単位以上、所属するプログラムの演習、実験を除くコア教育科目から6単位以上を修得すること。

(早期修了の判定)

第5条 理工学府長は、早期修了対象者が「優れた業績をあげた者」と認められる場合には、学長に申請することができる。

2 理工学府教授会は、前項の要件について審議し、判定するものとする。

(修了の時期)

第6条 早期修了の時期は、9月又は3月とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。